

各 位

2024年1月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

実務能力認定試験における大韓民国の取扱いについて

平素より、弊センターの安全保障輸出管理実務能力認定試験をご利用いただき誠にありがとうございます。

実務能力認定試験の受験要項に明記しておりますが、試験問題の法令は、試験日の法令が適用されます。大韓民国は、2023（令和5）年7月21日から輸出令別表第3の地域に追加されていますので、2023（令和5）年7月21日以降に実施する実務能力認定試験では、大韓民国は、輸出令別表第3の地域ということになります。

なお、試験問題では、「問題文中で使用される略称・用語について」で、輸出令別表第3の地域（グループA）を全て列記しております。

以上